

【閲覧用】

令和 5 (2023) 年第 5 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 5 (2023) 年 5 月 11 日 (木)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 25 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 23 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	8 件
	議案第 24 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当 取下げ	6 件 1 件
	議案第 25 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		許可	69 件
	議案第 26 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		許可	3 件
	協議第 4 号	飯塚市都市計画審議会委員の選出について		決定	—
	報告第 16 号	農地法第 5 条の許可申請の取下げについて		済	2 件
	報告第 17 号	農地所有適格法人の報告について		済	2 件
	報告第 18 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	4 件
	報告第 19 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	17 人	農地利用 最適化推進委員	8 人	
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	12 番	嶋田 百合子	13 番	奥野 智明	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	
	会計年度職員	松隈 光明			

農業委員出席状況 (17名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	—	16	嶋田 正志	—
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (8名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	○
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	○
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	○
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	○
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	—

議案第 23 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(12 番推進委員：星野委員)</p> <p>4 月 12 日、譲受人の [REDACTED] より電話があり、電話にて聞き取り調査を行いました。申請地は親族、実姉のもので売買による所有権移転です。農機具等の準備もできており、今後、稲作をされるとのことでした。これらのことを踏まえると何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 23 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(2 番推進委員：幸崎委員)</p> <p>4 月 15 日に [REDACTED] と話し合いをしました。畑にするために機械を入れて、竹の根を取って畑として使うようです。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 23 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		

備考	贈与
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12番推進委員：星野委員) 4月14日、譲受人の[]より電話があり、電話での聞き取り調査によると、譲渡人と譲受人は親子関係で、贈与による所有権移転です。以前より譲受人が耕作されており、また農機具も完備されており問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第23号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積 耕作者数	[] []
譲渡人	[]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(26番推進委員：佐野委員) 4月25日に譲受人の[]より連絡を受け、現地にて説明を受けました。[]は意欲的に農業に取り組まれております。事務局の説明どおりであれば問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第23号第5項 農地法第3条の許可申請について

※議案第23号第6項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積 耕作者数	[] []
譲渡人	[]		
備考	交換 議案第23号第6項と関連。		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(29番推進委員：森田委員) 4月17日に譲受人の[]と原田農業委員と3人で、現場で立会しま		

	した。農地の交換理由は、「[]の[]の田んぼが[]の田んぼに隣接しており、交換により作業がしやすくなるため」と言われました。「[]が多くなりますが、親戚のためそのままの交換となりました」との説明を受けました。後日、[]に話を聞きましたが、了承されました。また、農地の交換のため土地改良区、農事区、生産組合からの了解も取っています。何ら問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 23 号第 6 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積 耕作者数	[] []
譲渡人	[]		
備考	交換 議案第 23 号第 5 項と関連。		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第 23 号第 5 項にて記載		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 23 号第 7 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
譲受人	[]	耕作面積 耕作者数	[] []
譲渡人	[]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 4 月 28 日に譲受人の []より連絡があり、電話での聞き取り調査によると、譲受人と譲渡人は親子関係で贈与による所有権移転で、以前より譲受人が耕作されているようで、農機具等も完備されており何ら問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 23 号第 8 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	遺贈（特定遺贈）		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	<p>遺贈とは何かと言いますと、遺言で自分の財産を相続人または相続人以外の者に贈ることです。遺贈には包括遺贈と特定遺贈とがあり、包括遺贈とは自分の財産全部を遺贈することであり、特定遺贈とは自分の財産の一部を特定したうえで遺贈することです。農地法施行規則第 15 条第 5 項に、農地等の権利移動の制限の例外として、包括遺贈または相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合には相続と同様に権利移動のための許可は不要とされておりますが、本申請は相続人以外の人物への特定遺贈のため、3 条での許可が必要となっております。</p> <p>本件農地は令和 4 年 12 月 9 日、第 13 回総会にて 5 条の転用許可を受けている農地であります。現在、店舗建設が進められているところで、転用完了後は農地以外の地目に変更されることとなっております。</p>		
地区推進委員報告	省略		
質疑・意見	<p>(17 番農業委員：小山委員)</p> <p>事務局の説明でよく分かったんですけど、議案審議に挙げるということは、もしこれが不許可になることも考えられますよね。これはあくまでも議案に挙げなくてもならないということをもう 1 回詳しく説明してください。</p> <p>(事務局)</p> <p>実際ですね、法的には 3 条の許可を有することとなっておりますので、議案の上程は必ずしなければならないですけども。実際のところ、これを不許可相当にできるかといいますと、実際内容的には不許可相当にはできないものだと考えますが、許可を受けなければならないとなっている以上は、議案上程は必要であることから、今回上程させていただいて。今回、不許可にはならないという考え方で一応上程させていただいております。先ほども言いましたように、相続ではないですけども遺贈という形になりますので、本来の相続だと、こういう風な許可が必要ないものでございますけども、あえて特定遺贈で、しかも相続人以外の者に遺贈する場合は必ず許可を受けなければならないようになっておりますので、こういう形で今後も上程させていただくことになると思っております。</p>		
審議結果	許可		

議案第 24 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	建売住宅		
備考	売買 令和 5 年 4 月 19 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 1.4m 程度の盛土工。		
進入口	申請地南側に、東側市道から申請地内に幅 6.0m の道路を新設し、各区画の分譲地へはこの道路から進入。新設道路については市へ帰属。		
土留め	北側、西側、東側新設道路進入口部分を除き、CP 型枠ブロックを設置。 南側にコンクリートブロックを設置。		
被害防除	隣接する農地がないため被害防除の必要なし。		
雨水排水	各区画、宅地内に雨水枡等を設置。新設道路に設置される側溝及び集水枡を経由し、東側、水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地には合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 5 年 6 月 15 日から令和 6 年 8 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 水利組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・東側水路において、新設道路への進入口新設のため、自費施工にて自由勾配側溝の設置を行う。また、この部分を含めた 13.76 m ² について占用となる。 (飯塚市 農業土木課へ自主施工許可申請、占用許可申請済み)		
地区推進委員報告	(15 番推進委員：葛原委員) 建売住宅の予定で、[REDACTED] 水利組合の同意済みです。		
現地調査報告	4 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 24 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

造成	
進入口	
土留め	
被害防除	
雨水排水	
生活雑排水	
工事計画期間	
水利同意	
第5条第2項各号	
補足説明	農地法第5条の許可申請を取下げたもの。
地区推進委員報告	
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	取下げ

議案第24号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 2棟 330.54㎡		
備考	売買		
造成	最大1.15m程度の盛土工。		
進入口	東側県道からの進入。 なお、進入口部分の床板については、農業土木課へ占用許可申請済。		
土留め	北側、東側、南側、西側において、コンクリートブロックを新設。		
被害防除	北側、東側の一部、南側、西側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枡を敷設し、北側水路へ放流。 及び占用にて敷設する排水管を経由後、南側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、自主施工による排水管を経由後、南側水路へ放流。		
工事計画期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		

補足説明	なし
地区推進委員報告	(27 番推進委員：谷委員) 5月2日に譲受人の業者であります、[REDACTED] から当地でアパートの経営、アパートの建築状況、当生産組合との話し合い等について説明を受け、[REDACTED] 生産組合とはアパートの建築と排水等については了解を得られたということです。その翌日の5月3日に[REDACTED] の生産組合長である[REDACTED] さんを訪問して確認したところ、間違いはないということで、工事及び排水等については了解をしたということでもあります。
現地調査報告	4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第24号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (桂川駅から500m以内)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅及び貸駐車場 一般住宅 1棟 231.04㎡		
備考	売買 令和5年4月13日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 (隣接地との一体開発により合計計画面積が1,268㎡となるため)		
造成	最大1.7m程度の盛土工。		
進入口	北西側市道からの進入。 なお、進入口部分の占用については、農業土木課へ占用許可申請済。		
土留め	北東側において、空洞ブロックを設置。 南東側において、小型重力擁壁を設置。 北西側及び南西側において、ブロック積擁壁を設置。 なお、北西側及び南西側の境界から水路までの間については、張りコンクリート施工。		
被害防除	特段の施工なし。(周囲に農地不存在のため)		
雨水排水	申請地内に雨水枳を敷設し、南西側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、北西側水路へ放流。		
工事計画期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		

補足説明	①貸駐車場について 自身が代表を務める会社（隣接地へ建築予定）の駐車場として利用する。
地区推進委員報告	(21 番推進委員：中野委員) この件に関しては譲渡人、[REDACTED] は年齢が 93 才であります。過去、農業委員の経験もあります。また譲受人も若いながら地元の名士であります。特に問題がない。
現地調査報告	4 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 24 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

※議案第 24 号第 7 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (桂川駅から 500m 以内)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	事務所 1 棟 163.96 m ²		
備考	売買 令和 5 年 4 月 13 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 (隣接地との一体開発により合計計画面積が 1,268 m ² となるため) 議案第 24 号第 7 項と関連。		
造成	最大 2.1m 程度の盛土工。		
進入口	南東側国道からの進入。 なお、進入口部分については、飯塚県土整備事務所による道路工事施工承認済。		
土留め	北東側において、空洞ブロックを設置。 南東側において、隣接地へ擦り付け。 南西側において、ブロック積擁壁を設置。 南東側において、小型重力擁壁を設置。		
被害防除	特段の施工なし。(周囲に農地不存在のため)		
雨水排水	申請地内に U 字側溝を敷設し、南西側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、南西側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(21 番推進委員：中野委員) 先ほどの5項と同じように、本案件は事務所並びに給水管管理施設の設置に伴う申請であります。先ほど述べましたように、問題ないと思います。
現地調査報告	4月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第24号第7項 農地法第5条許可申請について

※議案第24号第6項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (桂川駅から500m 以内)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	給水管埋設		
備考	売買 令和5年4月13日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 (隣接地との一体開発により合計計画面積が1,268㎡となるため) 議案第24号第6項と関連。		
造成	現況を均す程度。		
進入口	なし		
土留め	なし		
被害防除	なし		
雨水排水	なし		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	隣接地 ([REDACTED]) への給水管埋設のため。		
地区推進委員報告	議案第24号第6項にて記載。		
現地調査報告			
質疑・意見			
審議結果			

議案第 25 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		230,653.00 m ²	
	畑		2,548.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		233,201.00 m ²	
作物別設定面積	水稲	(3年以下)	97,195.00 m ²	28 件
		(6年以下)	88,899.00 m ²	21 件
		(10年以下)	36,800.00 m ²	16 件
		計	222,894.00 m ²	65 件
	野菜	(3年以下)	6,484.00 m ²	2 件
		(6年以下)	1,309.00 m ²	1 件
		(10年以下)	2,514.00 m ²	1 件
		計	10,307.00 m ²	4 件
	計	(3年以下)	103,679.00 m ²	30 件
		(6年以下)	90,208.00 m ²	22 件
		(10年以下)	39,314.00 m ²	17 件
		計	233,201.00 m ²	69 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 26 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	■■■■■ ■■■■■	譲受人 耕作面積	■■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
所有権の移転時期	令和 5 年 5 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 26 号第 2 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	██████████ ██████████	譲受人 耕作面積	██████████
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	██████████ ██████████		
所有権の移転時期	令和5年5月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第26号第3項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	██████████ ██████████	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	██████████		
所有権の移転時期	令和5年5月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第4号 飯塚市都市計画審議会委員の選出について

推薦依頼（1人）	委員名	前委員名
1	須堯 忠臣	須堯 忠臣
飯塚市都市計画基本方針の策定や各種事業の計画決定に際し、調査審議を行うもの。 市長による任命 任期：2年（前委員の残任期間である令和5年6月1日から令和7年5月31日まで）		
説明	（事務局） 例年、推薦依頼があった時点での農業委員会会長が審議会委員となっております。今回も農業委員会会長にお願いしたい。	
質疑・意見	なし	
審議結果	決定	

報告第 16 号第 1 項 農地法第 5 条の許可申請の取下げ願書の提出について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的	特定建築条件付売買予定地		
備考	令和 4 年 8 月 23 日付け 4 飯農第 5-30 号にて受理されていたが、取下げ願書が提出されたもの。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	済		

報告第 16 号第 2 項 農地法第 5 条の許可申請の取下げ願書の提出について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅		
備考	令和 5 年 4 月 20 日付け 5 飯農第 5-3 号にて受理されていたが、取下げ願書が提出されたもの。		
補足説明	なし		
結果	済		

報告第 17 号 1 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権 以外の使用及び収益する	[REDACTED]

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年3月30日
結果	済		

報告第18号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年3月29日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年3月29日
結果	済		

報告第18号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年3月30日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年3月30日
結果	済		

報告第18号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年4月12日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年4月12日
結果	済		

報告第 19 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済